**平成２３年（フ）第１４４号**
長野県東御市和345番地４
債務者　戸田　暁子（旧姓長野）
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２３年（フ）第９４号**
長野県諏訪郡下諏訪町3571番地
債務者　澁谷　洋樹
１　決定年月日時　平成23年11月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２３年（フ）第６４号**
長野県駒ヶ根市東伊那1011番地３
債務者　下島喜重郎
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
長野地方裁判所伊那支部

**平成２３年（フ）第８３号**
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富2792番地８
債務者　林　　紀恵
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
長野地方裁判所伊那支部

**平成２３年（フ）第３７０号**
兵庫県宝塚市中山桜台６丁目16番１―308号、前住所神戸市長田区二葉町６丁目７番２―704号
債務者　兼田　裕史
１　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第３９２号**
兵庫県宝塚市高司３丁目６番20号
債務者　中村　　智
１　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第３９３号**
兵庫県宝塚市高司３丁目６番20号、住民票上の住所大阪府寝屋川市萱島東１丁目９番29号
債務者　中村美代子
１　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第４０１号**
兵庫県宝塚市御殿山２丁目13番12号
債務者　鈴木　桂子
１　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第４３７号**
奈良県大和郡山市矢田町4842番地　雇用促進住宅１―109
債務者　倉永　　昇
１　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第４３８号**
奈良県大和郡山市矢田町4842番地　雇用促進住宅１―109
債務者　くりや遊膳こと　倉永　節子
１　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第４６２号**
奈良県生駒市俵口町1011番地１
債務者　濱本　文男
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第４９９号**
奈良市大安寺１丁目１番２―203号
債務者　南雲なおみ
１　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第２７０号**
徳島県板野郡藍住町勝瑞字正喜地208番地14、旧住所徳島県徳島市国府町芝原字中庄31番地の３
債務者　長島　文子（旧姓三好）
１　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第３０９号**
徳島県名西郡神山町下分字下喜来285番地、旧住所徳島県吉野川市川島町桑村2915番地51
債務者　谷　　弘和
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第３１０号**
徳島県吉野川市川島町桑村1790番地４、旧住所徳島県吉野川市川島町桑村2915番地51
債務者　谷　　敬子
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第３３３号**
徳島県徳島市中昭和町３丁目32番地、旧住所徳島県徳島市問屋町81番地
債務者　中　　健治
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第３３７号**
徳島県徳島市国府町和田字原淵28番地の13
債務者　銅突志穂美
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
徳島地方裁判所民事部